

平成 28 年度委託研究開発契約事務処理説明書 昨年度からの主な改定事項

国立研究開発法人科学技術振興機構
革新的研究開発推進室

1. 成果情報の取り扱いについて（Ⅲ.1.3） P7

ImPACT 関連論文の識別の方法（謝辞）において、ImPACT プログラム関連学会参加の際や成果物（論文・学会講演概要）を書く際に必要な謝辞（Acknowledgment）の定型（和文）について、以下のとおり変更しております。

本研究は、総合科学技術・イノベーション会議が主導する
革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の一環として実施したものです。

2. 研究者等の定義（Ⅳ.1） P9

「研究者等」の定義について、委託研究開発契約書に基づき、研究参加者としての研究計画登録の基本原則を記載しております。

研究者等 （研究開発参 加者）	研究開発責任者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等 ※研究者等は原則として、研究開発課題 参加者一覧に登録する必要があるが、一時的（3ヶ月未満）な参加者については登録省略が可能。 <u>ただし、本研究に従事する者で本研究の研究成果に係る論文の著書や発明者となる可能性がある場合は、一時的であっても登録が必要。</u>
-----------------------	--

3. 研究開発プログラム終了時について（Ⅳ.2.4） P12

ImPACTは平成31年3月末日で終了します。このため、研究開発機関における研究開発の終了時期は、最長の場合でも平成30年12月末日とします。したがって、直接経費として研究開発に直接的に必要な物品費、旅費、人件費・謝金及びその他の経費、併せてそれに対応する管理経費については同12月末日までが対象となります。

以降、平成31年3月末日までは研究開発プログラムの管理期間となります。管理期間中は研究開発機関においては、論文投稿・発表、知的財産権に係る出願、研究成果の取りまとめを主体に実施することとし、直接経費はそれに必要な人件費、旅費及びその他の経費とし、併せてそれに対応する管理経費のみ執行を認めます。

また、ImPACTは基金設置期間が平成31年3月末日までとなっていることから、委託研究費の最終年度の精算及び額の確定を同3月末日付で実施する予定です。したがって、最終年度においては年度途中で執行状況を報告、精算書類等を仮提出など、精査及び額の確定の円滑な実施にご協力いただきますよう、お願いいたします。詳細につきましては決定次第、速やかにご連絡申し上げます。

4. 設備・機器導入計画書（様式 528）の提出について（IV. 3. 2）. ① P15

ImPACT 研究開発期間後期（平成 29. 30 年度）の委託研究契約において、研究開発機関にて直接経費により取得予定金額 2, 000 千円以上の設備（消耗品を除く。有形、無形を問わず）を調達する場合、事前に設備・機器導入計画書（様式 528：別添参照）を JST に提出し、JST が計画書の内容に問題ないことを確認します。

その際の提出手順等を追記しております。

- ・ 提出時期：調達内容が確定次第、速やかに提出ください。
 - ◇ 入札（国内・国際）が必要な場合、公示前に提出ください。
- ・ 記載内容：ImPACT 委託研究開発における使途、調達手続き、使用計画
 - ・ 設備・機器導入計画書（様式 528）の提出手順は以下のとおりです。
 - i) 研究開発責任者が、PM 補佐（運営担当）に対して、設備・機器導入計画書（様式 528）電子メール等で連絡
 - ii) JST が計画書の内容に問題がないことを確認
 - ✓ 年次計画書に予め記載済の物品…JST にて確認
 - ✓ 年次計画書に記載の無い物品…費目間流用の制限の有無を問わず、PM の了承のうえで、JST にて確認
 - iii) PM 補佐（運営担当）から研究開発責任者へ調達可否を電子メールで連絡
 - (※) 本計画書のうち、使用計画の部分について、研究開発機関において任意の使用計画がある場合、その写しの添付で代用可とします。なお、その際は ImPACT 委託研究開発に係る使用部分を明示してください。

5. 人件費の大学等における専従者の取扱いについて（IV. 3. 2）. ③ P17

書面調査における提出書類について、下記内容に変更しております。

従事証明書（または任意の雇用関係書類（雇用契約書等））及び従事日（時間給雇用者は従事時間）がわかる資料（出勤簿・タイムカードなど）を執行明細書に添付して JST へ提出してください。

6. 研究実施場所借上経費、光熱水料に係る算出根拠の提出について（IV. 3. 4）. 5) P20. P21)

- ・ 研究実施場所借上の計上を行う場合には、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、執行明細書に添付して提出してください（様式任意）。
- ・ 光熱費において、専用メータ以外の合理的積算根拠により計上している場合は、経費の算出根拠を明らかにした証拠書類を整備し、執行明細書に添付して提出してください（様式任意）。

7. その他変更点

- ・ 変更届（様式 509）の対象について、研究開発プログラム参加者の追加を追記。
（Ⅳ. 3. 3） P13
- ・ 不正行為等の報告および調査の取扱いを契約書の記載に合わせ修正。
（Ⅴ. 10. 5） P37
- ・ 不正行為等に係る善管注意義務違反、研究機関による調査結果の公表に関して追記。（Ⅴ. 10. 6） P38
- ・ 海外での研究活動および生物遺伝資源へのアクセスについて追記。（Ⅴ. 16. 5）
P49
- ・ 各種報告書の提出について、16) 設備・機器導入計画書を追記。（Ⅴ. 11. 1）

以上